



広報

FUKAURA

ふかうら

No.351

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

台風19号

災害義援金にご協力を

記録的な大雨をもたらした台風19号により、東日本では大きな被害が出ました。各地で堤防の決壊や土砂崩れが起き、建物やライフルインにも大きな影響を及ぼし、避難生活を送られている方々も多数おります。日本赤十字社では、被災者に対する義援金の受付を開始しました。町民皆様の温かい心のご協力をお願いします。

◆募金箱の設置箇所

役場町民課カウンター、岩崎支所、大戸瀬支所

◆受付期間

令和2年3月31日まで

□問合せ先

福祉課
TEL 74-21117 (内133)

深浦町ハザードマップ及び
深浦町地域防災計画（概要
版）の追加配布について

次の条件に該当し、希望する方
(世帯)に1部配布します。

防災無線の
現地調査について

町内に設置されている防災無線について、業者が現地調査を行っています。防災無線の立地状況によつては、お声がけして敷地内へ立ち入る場合もありますので、了承ください。

□問合せ先

深浦診療所

TEL 82-0337

<https://www.town.fukaura.lg.jp/soshiki/fukaurasin>

◆対象世帯

・ハザードマップ：平成28年11月以降に転入した方

・深浦町地域防災計画（概要版）：平成30年4月以降に転入した方

※記載の期日以前に町内に在住されていた方は、毎戸配布済みです。

承ください。みなさまのご協力を
お願いします。

◆調査期間

11月～令和2年3月末まで

◆調査対象

町内全域の防災無線（スピーカー及びアンテナが設置されている柱）

◆配布要領

総務課消防防災係まで電話連絡または直接来庁してください。

配布については、役場で該当条件等を確認のうえ、すべて郵送とさせていただきます。

なお、深浦町公式ホームページにも掲載しているので、閲覧もしくはダウンロードも可能です。

□問合せ先

総務課 消防防災係

TEL 74-21111

総務課 消防防災係
TEL 74-21112

深浦町診療所

休診のお知らせ

諸般の事情から、令和元年12月6日、13日、20日、27日の金曜日、午後の外来診療を休診します。12月の金曜日は午前中に受診（インフルエンザ予防接種）くださいるようお願いします。これに

伴い、金曜日の午後に運行している深浦地区の送迎バスも休止となりますので、了承ください。

□問合せ先

深浦診療所

TEL 82-0337

<https://www.town.fukaura.lg.jp/soshiki/fukaurasin>

**農業用免税軽油使用者証・
免税証の交付申請受付**

令和2年3月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり受付します。希望される方は必要書類を揃え、申請してください。

◆日時

11月20日（水）9時～15時

◆場所

五所川原合同庁舎（警察署隣）

◆必要書類等

- ①印鑑（認め印）
- ②耕作証明書（各市町の農業委員会で発行したもの）
- ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）
- ④返信用郵便切手414円分
- ⑤使用機械の譲渡証明書
- （初めて申請する方及び使用者登録機械に追加のある方のみ）
- ⑥県証紙400円分
- （初めて申請する方、使用者証の有効期限が切れる方、使用者登録機械に変更のある方、使用者証

（紛失した方）
その他、必要書類等に関する問合せは、次の連絡先までお電話ください。

□問合せ先

西北地域県民局 県税部課税課
TEL 0173-34-2111
内線207



白神サークル（精神障害者当事者会）

白神サークルは、深浦町で生活している精神障害者の方が集まつて交流を深め、日常生活や治療の情報等を共有し、病気の悪化を予防し生活を送ることを目的に活動をしています。

◆活動日時

毎月、月曜日に活動しています
(活動回数は月毎で変わります)

◆時間
9時30分～13時30分

◆活動場所

ふれあいと創造の館（岩崎地区）・深浦公民館（深浦地区）など※都合等で、日程・活動場所など変更になる場合がありますので、問合せください。

◆会費について

会費は無料ですが、活動内容によつては材料費等お金がかかる場合もあります。

◆参加について

主治医に相談し、了解が得られましたら、健康推進課までご連絡ください。ご参加をお待ちしています。

□問合せ先

健康推進課
TEL 82-10288

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付されることができます。災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

よう

◆保険料は納期限内に納めましょう

療制度に加入することになった方の保険料は、特別徴収開始まで時間がかかるため、納付書または口座振替で納付していただけます。

口座振替をご希望の場合、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、改めて手続きが必要ですので、役場福祉課に届出してください。

**後期高齢者
医療被保険者の皆様へ**

青森県後期高齢者医療広域連合

◆新たに後期高齢者医療制度に加入する方へ
後期高齢者医療保険料は、原則

年金から特別徴収（天引き）され

□問合せ先

福祉課
TEL 017-721-3821

公用車を売却します

町では、公用車を一般競争入札により売却します。

■ 売却物件の概要

① 中型バス

（旧大戸瀬中学校スクールバス）

◆ 車名

日野自動車社製セレガ

◆ 規格

排気量 4.00L

長さ 625cm

幅 202cm

高さ 258cm

◆ 燃料の種類

軽油

◆ 乗車定員

26人

◆ 初度登録年月

平成18年1月

◆ 走行距離

336,948km

◆ 登録費用

平成31年1月14日（車検切れ）

◆ 車検満了日

332,603km

◆ 燃料の種類

軽油

◆ 長さ

899cm

◆ 幅

249cm

◆ 高さ

337cm

◆ 乗車定員

42人

◆ 初度登録年月

平成10年6月

◆ 走行距離

332,603km

◆ 最低売却価格

100,000円（税別）

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

車両の負担とします。

車検満了日

令和元年6月24日（車検切れ）

登録費用

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

最低売却価格

100,000円（税別）

② 小型バス

（旧岩崎中学校スクールバス）

◆ 車名

トヨタ自動車社製コースター

◆ 規格

4.00L

◆ 排気量

625cm

◆ 長さ

202cm

◆ 幅

258cm

◆ 高さ

26人

◆ 乗車定員

336,948km

◆ 走行距離

平成14年1月14日（車検切れ）

◆ 登録費用

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

50,000円（税別）

◆ 売却の方法

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 車検満了日

332,603km

◆ 登録費用

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

100,000円（税別）

は、くじで決定します。

■ 入札参加資格

深浦町に住所を有し、入札参加の申込みをされた方

◆ 規格

トヨタ自動車社製コースター

◆ 排気量

4.00L

◆ 長さ

625cm

◆ 幅

202cm

◆ 高さ

258cm

◆ 乗車定員

26人

◆ 走行距離

平成18年1月14日（車検切れ）

◆ 登録費用

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

50,000円（税別）

◆ 売却の方法

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 車検満了日

332,603km

◆ 登録費用

名義変更及び車両の移動等に係る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

100,000円（税別）

■ 入札保証金

契約金額の100分の5以上

◆ 留意事項

落札の際は入札書に記載された

◆ 規格

金額に当該金額の100分の10

◆ 排気量

に相当する額を加算した金額（当

◆ 長さ

該金額に1円未満の端数がある

◆ 幅

ときは切り捨てる）をもつて落札

◆ 高さ

金額とするので、入札者は、見積

◆ 乗車定員

もつた金額の110分の100

◆ 走行距離

に相当する金額を入札書に記載

◆ 登録費用

すること。

◆ 事前車両確認

・両車両とも外装にはキズ、さび

◆ 車検満了日

による腐食等が見られ、また、車

◆ 登録費用

検を通過（合格）させるためには

◆ 最低売却価格

大規模な修繕が必要であり、乗用

◆ 車検満了日

での用途として購入を検討して

◆ 登録費用

いる場合は十分御留意ください。

◆ 最低売却価格

・車両の車両1台ごとに一

◆ 車検満了日

般競争入札をし、最低売却価格以

◆ 登録費用

上の者のうち、最高金額の者を落

◆ 最低売却価格

札者として決定し、売買契約を締

◆ 最低売却価格

結します。

◆ 登録費用

なお、落札者となるべき価格で

◆ 最低売却価格

入札した者が2人以上いる場合

◆ 登録費用

は、くじで決定します。

◆ 登録費用

名義変更及び車両の移動等に係

◆ 最低売却価格

る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

名義変更及び車両の移動等に係

◆ 登録費用

る費用は落札者の負担とします。

◆ 最低売却価格

名義変更及び車両の移動等に係

◆ 登録費用

る費用は落札者の負担とします。

◆ 登録費用

納税のお知らせ

12月2日（月）は、固定資産税（4期）及び国民健康保険税（5期）の納期限です。

納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付慣れなかつた場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先

税務課 収納係

TEL 74-21111（内線124）

県営住宅入居者募集

◆募集住戸

①新宮団地（五所川原市長橋広野地内）木造3LDK：1戸（1階玄関）

②広田団地（五所川原市みどり町5丁目地内）鉄筋コンクリート3丁目地内）鉄筋コンクリート3K：3戸（3階玄関）

◆その他
入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

◆家賃

①広田団地 21,500円～42,200円
②広田団地 10,600円～21,200円

◆募集・受付・書類配布・説明期間
12月2日（月）～12月10日（火）
②～④は随時募集中（但し、入居者決定次第募集を締め切ります。すべて土、日を除く）

◆その他

入居するには入居基準があり、

家賃は所得金額に応じて決定し

ます。

すべて土、日を除く）

◆申込み及び問合せ先住所
五所川原市大字金山字亀ヶ岡
46番地18
青森県県営住宅等指定管理者
株式会社
サン・コーヒー・ボレーシヨン
（土・日を除く）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

ふれあいと創造の館

◆日時

12月2日（月）10時～15時

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

1階ラウンジ

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

町民課

◆日時

74-2115

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

（岩崎支所となり）

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

人権擁護委員・行政相談委員

◆場所

（岩崎支所となり）

◆日時

狩猟者及び入山者の皆さんへ

青森県では11月1日から翌年3月31日まで、狩猟期間となつておりますので、狩猟者及び入山者の皆さんは事故防止のため十分な注意をお願いします。

・明るい色合いの目立つ服装をする。

・土日、祝日は狩猟者、入山者が多いため、特に注意する。

・狩猟者は各種法令を遵守し、発砲の際は矢先の確認など周囲の状況に十分注意するとともに、国有林内においては「狩猟中」と掲示し、入山者に注意を促す。



働き方改革説明会

「今年4月法施行」

事業者を対象に、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得やタイムカード等による

労働時間把握の義務付けなど、今年4月に施行された働き方改革関連法に関する知識を十分に持つて労務管理を行っていただくことを目的とした説明会を開催しています。

◆日時

12月12日（木）

14時～15時30分

◆場所

五所川原合同庁舎
1階共用会議室

◆申込み及び問合せ先

農林水産課 林業振興係

Tel 74-4411

□問合せ先

またはその場を離れるなどして安全の確保を図る。

申請期限が近づいています
「深浦町プレミアム付商品券（住民税非課税者用）」

「住民税非課税者」と「子育て世帯」を対象にプレミアム付商品券を10月から販売しています。商品券を購入するには、購入引換券が必要ですが、購入引換券交付申請書の提出（子育て世帯は申請不要）が必要となっています。対象となる方には事前に申請書が送付されており、商品券の購入を希望する方は、11月29日（金）まで、忘れずに申請してください。

◆商品券について

1冊4,000円（5,000円分利用できます）1人5冊まで

◆販売場所

北金ヶ沢郵便局、鶴木郵便局、深浦郵便局、岩崎郵便局

◆販売期限

令和2年年1月31日（金）

◆使用期限

令和2年2月16日（日）

□問合せ先

福祉課

Tel 74-2117

休館日のお知らせ

深浦町歴史民俗資料館・美術館

及び太宰の宿ふかうら文学館は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び、11月から翌年3月まで月曜日が休館日となりますのでお知らせします。

◆休館日

11月1日（金）から令和2年3月31日（火）までの毎週月曜日。

月曜日が国民の祝日に当たる日は、その翌日。

休館日には、ふかうら文学館の「図書室」もご利用できません。

□問合せ先

歴史民俗資料館・美術館

Tel 74-3882

太宰の宿 ふかうら文学館

Tel 84-1070

□問合せ先

農林水産課 林業振興係

Tel 74-4411

深浦町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

深浦町では少子化対策の一環として、特定不妊治療を受けている夫婦に対して治療に対する経済的負担を軽減することを目的に治療費の一部を助成します。

対象となる方（申請日に下記4項目すべてに該当される方）

- ①法律上の婚姻をしている夫婦である。
 - ②夫婦又はいずれか一方が1年以上前から深浦町に住所があり、実際に居住していること。
 - ③「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けているもの。
 - ④町税の滞納がないこと。
- ※他市町村において同様の助成を受けている場合は、当町での助成を受けることができません。

《特定不妊治療とは》

体外受精や顕微授精と呼ばれるもので、タイミング法や排卵誘発治療・人工授精などの一般不妊治療とは異なります。

助成額および助成期間

【助成額】

1回の治療につき、治療に要した費用から「青森県特定不妊治療費助成事業」により受けた助成額を引いた額（上限15万円または7万5千円まで助成）。

【期間および回数】

青森県特定不妊治療費助成事業と同一（年齢により助成回数が変わります）。

必要書類（下記の必要書類を健康推進課へ提出してください。）

- ①深浦町特定不妊治療費助成事業申請書（ホームページからもダウンロードできます。）
 - ②青森県特定不妊治療費助成事業交付決定・確定通知書の写し
 - ③特定不妊治療に係る医療機関発行の領収書の写し
- ※その他申請の際に必要なもの：印鑑・本人名義の通帳

支給方法

申請審査後、交付の有無を申請者に連絡します。交付決定の場合は、後日口座へ振込します。

* * * 申請についての問合せ・申請窓口 * * *

深浦町 健康推進課（深浦町保健センター内）

深浦町大字広戸字家野上 104-1 電話 0173-82-0288

農業用の使用済みビニールやポリエチレン等は適正に処理しましょう

使用済みとなった農業用プラスチックは産業廃棄物に分類され、一般廃棄物（家庭用ごみ）と同様に処理することはできません。また、個人による野焼き・投棄・野積み・埋立などは禁止されており、これらの不法投棄または野焼きをした場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

深浦町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会では町内の全農家を対象に、農業用使用済みビニール等の回収を行います。協議会が農家の皆さんに代わって運搬・契約書作成等を行いますので、指定時間に指定場所までお持ち込みください。

なお、農ビ・ポリマルチ等の長尺物については2m以下に裁断されたものと、しないものとでは料金が異なりますのでご注意ください。

■回収実施日時及び回収場所(都合のよい回収場所へお持ち込みください)

実施日：令和元年11月21日（木）

時 間	場 所	時 間	場 所
8:30～9:00	JAつがるにしきた岩崎支店 米倉庫前	13:00～13:30	鷺木集落センター前
9:30～10:00	JAつがるにしきた深浦支店 広戸倉庫前	13:45～14:15	晴山福祉センター前
10:10～11:50	大館野菜集出荷施設前	14:30～15:00	関福祉センター前

■当日準備するもの

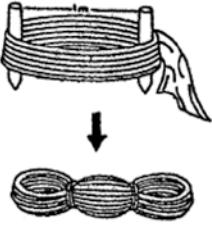
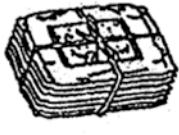
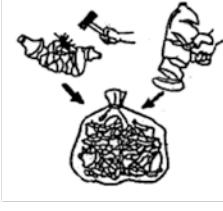
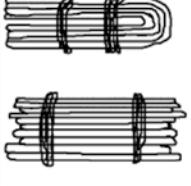
印鑑（処理申込書・委任状作成等に使用します。）

■回収料金（処分料+事務手数料）

1kgあたり68円（税込）（但し、農ビ・農ポリ等は2m以下に断裁されたものとします。）

2m以上のものは1kgあたり98円（税込）となります）

■回収対象物及び結束・梱包の例

	パイプハウス被覆素材・雨よけトンネル・マルチポリ	肥料袋	農業用プラスチックボトル	農葉袋等	トンネルの支柱（カラーコート）
結束・梱包方法	2m四方に裁断し、（できない場合は幅・長さを1m以下に折りたたみ）20kg程度にして、ビニールひもで2ヶ所をしばる。 ※ビニール及びポリ等に付着した汚れ等は取り除く。	完全に使い切った状態にし、ビニールひもで十字にしばる。	完全に使い切り、3回以上水洗いする。その後、つぶすか細かく切ってごみ袋等に入れて口を縛る。	完全に使い切り、ごみ袋などに入れて口を縛る。	長さを1m以下に切るか、折り曲げて、持ち運べる程度の重さに束ねて、ビニールひもでしばる。
結束・梱包の例					

□問合せ先 深浦町農業用廃プラスチック等適正処理推進協議会事務局

J A つがるにしきた深浦事業所

TEL 84-1001

農林水産課 農業政策係

TEL 74-4411

不審船や不審人物の早期通報を！

青森県は三方が海に囲まれており、その沿岸線総延長は、約 750 キロメートルにも及びます。このような地理的状況から、県内ではこれまでに

- 密出入国事案
- 脱北者家族の深浦港への漂着事案
- 北朝鮮の遭難者が乗船した木造船の深浦沖での漂流事案

が発生していることから、警察では日頃から沿岸の警戒活動を行っています。

もし、海岸線等で

不審な船や不審な人物

を見かけた場合は迷わず110番や最寄りの警察署への通報をお願いします。



青森県警察シンボルマスコット
レビーちゃん

近づかず、 すぐ通報を！

110番

鰺ヶ沢警察署 0173-72-2151